

不良債権への対応

資産の健全性の維持に努めてまいります。

資産内容と開示債権の状況

当社は、日本公認会計士協会の実務指針に基づき、金融検査マニュアルを参考に、自己査定基準、償却・引当基準を制定し、適切な自己査定と適正な償却・引当を実施しております。

● 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成17年3月期:部分直接償却後）

2行合算＋分割子会社

引当・保全状況

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権(A)	分類				(億円)			
			非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	担保・保証(B)	引当金(C)	引当率(D)	保全率(E)
破綻先 295		破産更生債権およびこれらに準ずる債権	引当金・担保・保証等による保全部分		全額引当	全額償却・引当	690	166	100.00	100.00
実質破綻先 560		857	281	575	—	—				
破綻懸念先 2,565		危険債権 2,565	1,244	772	547	—	1,134	883	61.72	78.65
要注意先 8,442	要管理先 1,902	要管理債権 1,327	要管理先 273	要管理先 1,629	(要管理先以外) 2		要管理債権 336	要管理債権 282	要管理債権 28.50	要管理債権 46.62
	要管理先以外 6,540	正常債権 64,747	要管理先以外 2,693	要管理先以外 3,843			(要管理先) 655	(要管理先) 359	(要管理先) 28.84	(要管理先) 53.37
正常先 57,631			57,631				要管理先以外 3,797	要管理先以外 110	4.03	
合計 69,496		合計 69,496	非分類 62,125	Ⅱ分類 6,820	Ⅲ分類 549	Ⅳ分類 —	(部分直接償却後)			
							(部分直接償却前)			
							要管理債権以下合計 73.55			
							要管理債権以下合計 81.46			

※引当率(D)=引当金(C)÷{債権額(A)－担保・保証(B)}×100
※保全率(E)={引当金(C)+担保・保証(B)}÷債権額(A)×100
※部分直接償却とは、資産の自己査定により「回収不能または無価値」と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額または保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却として債権額から直接減額することをいいます。
非分類：回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない債権
Ⅱ分類：回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権
Ⅲ分類：最終の回収または価値について重大な懸念がある債権
Ⅳ分類：回収不可能または無価値と判定される債権

● リスク管理債権の状況

(単位：億円)

	破綻先債権	延滞債権	3ヵ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	リスク管理債権総額
2行合算＋分割子会社	411	2,909	6	1,320	4,648
北陸銀行単体＋分割子会社	312	1,911	6	956	3,186
北海道銀行単体	98	998	—	363	1,461

金融再生法に基づく開示債権および銀行法に基づくリスク管理債権の相違

■ 金融再生法に基づく開示債権 【法令等の根拠】 金融再生法により、平成11年9月期決算以降開示が義務付けられています。 【開示対象】 貸出金および支払承諾見返、外国為替、未収利息、仮払金、貸付有価証券。但し、要管理債権は貸出金のみ。 【計上の方法】 債務者区分に従って、債務者全ての債権を計上します。 【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】 破産、会社更生等の事由により経営破綻に陥っているお取引先に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。 【危険債権】 お取引先が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受取ができない可能性の高い債権のことです。 【要管理債権】 3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く）のことです。	■ 銀行法に基づくリスク管理債権 【法令等の根拠】 銀行法により開示が義務付けられています。 【開示対象】 貸出金 【計上の方法】 同一債務者宛債権につき、個々の債権ごとに計上します。 【破綻先債権】 お取引先の倒産などにより、銀行が返済を受けることが困難となる可能性が高い貸出金のことです。 【延滞債権】 お取引先の業績不振などにより、利息の支払を6ヵ月以上受けていないような貸出金のことです。 【3ヵ月以上延滞債権】 元金または利息の支払が3ヵ月以上滞っている貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 【貸出条件緩和債権】 お取引先の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他のお取引先に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
--	--

● 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成17年3月期:部分直接償却後）

北陸銀行単体+分割子会社

引当・保全状況

自己査定における 債務者区分	金融再生法 に基づく開 示債権(A)	分 類				担保・保証 (B)	引当金 (C)	引当率 (D)	保全率 (E)
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 191	破産更生 債権および これらに準 ずる債権	引当金・担保・保証等 による保全部分		全額引当	全額償却・ 引当	464	107	100.00	100.00
実質破綻先 381	572	169	402	—	—				
破綻懸念先 1,730	危険債権 1,730	857	471	400	—	716	613	60.51	76.87
要留意先 5,082	要管理債権 963	要管理先 230	要管理先 1,096			要管理債権 187	要管理債権 218	要管理債権 28.16	要管理債権 42.16
	要管理先以外 3,755	要管理先以外 1,703	要管理先以外 2,052			(要管理先) 469	(要管理先) 243	(要管理先) 28.42	(要管理先) 53.73
正常先 36,362	正常債権 40,482	36,362				要管理先以外 2,465	要管理先以外 50	3.88	
合 計 43,747	合 計 43,747	非分類 39,323	Ⅱ分類 4,023	Ⅲ分類 400	Ⅳ分類 —				要管理債権 以下合計 70.68
									要管理債権 以下合計 80.19

(部分直接償却後)

(部分直接償却前)

● 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成17年3月期:部分直接償却後）

北海道銀行単体

引当・保全状況

自己査定における 債務者区分	金融再生法 に基づく開 示債権(A)	分 類				担保・保証 (B)	引当金 (C)	引当率 (D)	保全率 (E)
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 104	破産更生 債権および これらに準 ずる債権	引当金・担保・保証等 による保全部分		全額引当	全額償却・ 引当	225	58	100.00	100.00
実質破綻先 179	285	112	172	—	—				
破綻懸念先 835	危険債権 835	386	300	147	—	417	269	64.67	82.33
要留意先 3,359	要管理債権 364	要管理先 42	要管理先 532			要管理債権 148	要管理債権 64	要管理債権 29.76	要管理債権 58.44
	要管理先以外 2,784	要管理先以外 990	要管理先以外 1,791			(要管理先) 186	(要管理先) 115	(要管理先) 29.76	(要管理先) 52.53
正常先 21,269	正常債権 24,265	21,269			(要管理先以外 2)	要管理先以外 1,332	要管理先以外 60	4.17	
合 計 25,749	合 計 25,749	非分類 22,801	Ⅱ分類 2,797	Ⅲ分類 149	Ⅳ分類 —				要管理債権 以下合計 79.86
									要管理債権 以下合計 84.61

(部分直接償却後)

(部分直接償却前)

償却・引当の方針

金融再生法の開示区分	自己査定における債務者区分		償却・引当方針
破産更生債権及び これらに準ずる債権	破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	担保、保証で保全されていない債権額に 対し100%を引当
	実質破綻先	深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にある 債務者	
危険債権	破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画の進捗が芳しくなく、今後 経営破綻に陥る可能性が大きい債務者	担保、保証で保全されていない部分に対し、 個別に予想損失額を見積り、引当
要管理債権	要管理先	3ヵ月以上延滞債権または、貸出条件緩和債権のある債務者	貸倒実績率を基に、今後3年間の予想損失 額を引当
正常債権	要留意先	貸出条件、履行状況に問題がある、業況が低調ないし不安定、 または財務内容に問題がある債務者	貸倒実績率を基に、今後1年間の予想損失 額を引当
	正常先	業況が良好でかつ財務内容にも特段の問題のない債務者	

※自己査定における要管理先は、金融再生法における要管理債権を有する債務者であり、償却・引当に当たっては、債務者単位で引当金を算出します。